

苫小牧市宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市規則第 3 2 号

苫小牧市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、苫小牧市宿泊税条例（令和 8 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める金額は、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他の当該宿泊者以外の者が当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払う金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室及び居室を除く。）の利用
その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税の額に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定)

第4条 市長は、条例第9条第2項の規定による指定をするときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第1号）により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納入)

第5条 条例第10条の規定による納入申告書の提出は宿泊税納入申告書（様式第2号）により、同条の規定による納入は宿泊税納入書により、それぞれ行うものとする。

2 前項の提出及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(特別徴収義務者の申告)

第6条 条例第12条第1項の規定による申告は、宿泊税経営申告書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申告書を受理したときは、当該申告書を提出した者に対し、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第4号）を交付するものとする。

3 条例第12条第2項の規定による申告は、宿泊税経営申告事項異動申告書（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第12条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書（様式第6号）により行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第7条 条例第13条第1項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人申告（承認申請）書（様式第7号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、申請者に対し、宿泊税納税管理人承認（不承認）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 条例第13条第2項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第9号）により、同項の規定による異動の届出は、宿泊税経営申告事項異動申告書により行うものとする。

4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、申請者に対し、宿泊税納税管理人選任免除認定（不認定）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第8条 条例第15条第2項の規定による申請は、宿泊税徴収不能額等の還付・納入義務免除申請書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第15条第4項の規定による通知は、宿泊税徴収不能額等の還付・納入義務免除決定（却下）通知書（様式第12号）により行うものとする。

（更正及び決定の通知等）

第9条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第733条の16第4項及び条例第16条の規定による通知及び告知は、宿泊税更正・決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（更正の請求）

第10条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書（様式第14号）とする。

（関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第11条 条例第18条の規定による関係帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存については、次項に定めるものを除き、北海道宿泊税条例施行規則（令和7年北海道規則第63号。以下「道規則」という。）の規定の例による。

2 条例第18条第3項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第 12 条 条例第 19 条の規定による関係帳簿書類に係る電子計算機出力マイクロフィルムによる備付け及び保存については、道規則の規定の例による。

(賦課徴収の方法の特例)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項の場合における宿泊税及び道宿泊税の賦課徴収については、法第 17 条の 2 第 2 項から第 5 項まで、第 41 条第 3 項及び第 42 条第 2 項の規定の例による。

(賦課徴収)

第 14 条 宿泊税の賦課徴収については、法令、条例、苫小牧市税条例（昭和 25 年条例第 24 号）又はこの規則に定めるもののほか、苫小牧市税条例施行規則（昭和 41 年規則第 3 号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 条例附則第 3 項の規定により条例の施行前において行う特別徴収義務者の指定その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。